

加古川市上下水道局浄化槽維持管理費補助金交付要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市上下水道局浄化槽維持管理費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 要綱第3条に定める短期に整備を予定している地区とは、令和8年度及び令和9年度に公共下水道工事に着手する予定の地区をいう。

(補助申請の審査)

第3条 要綱第7条第2項に定める1回の審査対象期間は、原則として、浄化槽法（以下「法」という。）第11条に規定する定期検査を行った年月日（以下「法定検査日」という。）から遡及して、概ね1年間（以下「審査期間」という。）とし、その間に実施した法第10条に規定する保守点検及び清掃を対象として審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、法定検査日、保守点検日、または清掃日の予定が変更になることにより、審査期間内に実施した要綱第8条に定める添付書類を提出できない場合及び上下水道事業管理者が特に認める場合においては、この限りではない。

(申請の添付書類)

第4条 要綱第8条第1項第2号に定める、保守点検及び清掃を実施したことが確認できる書類は、法第10条第1項及び環境省関係浄化槽法施行規則第6条第2項に規定する期間に実施したことが確認できる次の各号に掲げる書類とする。

(1) 保守点検及び清掃記録票の写し

(2) 法定検査、保守点検及び清掃に要した費用が確認できる領収書等の写しあるいは、費用が支払われたことが確認できる書類

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の書類により保守点検及び清掃を実施したことが確認できる場合は、前項第1号に掲げる書類の添付を省略できるものとする。

3 前項の規定は、法第11条に規定する指定検査機関の行う水質に関する検査において、第1項に規定する保守点検及び清掃を実施したことが確認されている場合に準用する。

(補助金交付申請書の受付日)

第5条 要綱第8条に定める補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を受付した日の取扱いとは次の各号のとおりとする。ただし、申請を受付けた日が、土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（以下「休日等」という。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の開庁日を受付日とする。なお、法定検査日から4

か月を経過した日についてもこの例による。

- (1) 申請書の受付日は、加古川市上下水道局下水道課（以下「受付窓口」という。）への到達日とする。
- (2) 申請書が市民センター等を経由して受付窓口に到達した場合において、当該到達日を受付日とすることにより、要綱第8条第2項の申請の期間を徒過するときは、市民センター等の経由日を受付日とする。
- (3) 申請書が郵便により送付された場合において、当該到達日を受付日とすることにより、要綱第8条第2項の申請の期間を徒過するときは、郵便物の消印日を受付日とする。

（参考様式）

第6条 要綱第8条第1項第3号の規定により、事務を円滑に進めるため、次の各号のとおり参考様式を定める。

- (1) 理 由 書（参考様式2号）
- (2) 委 任 状（参考様式3号）

附 則

この要領は令和8年10月1日から施行する。